

# 一般社団法人 北師同窓会 賃金規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規定は、一般社団法人北師同窓会（以下「本法人」という）の正規従業員の賃金に関する事項を定めるものである。

### (賃金の体系)

第2条 賃金の体系は次のとおりとする。

①基本給 ②諸手当（通勤手当）

第3条 正規従業員の賃金支払形態を以下のとおりとする。

完全月給制・・・欠勤（無断欠勤を除く）・遅刻・早退をしても基本給を減額しない。

### (賃金締切日及び支払日)

第4条 賃金は、毎月21日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。

### (賃金の支払方法)

第5条 賃金は、正規従業員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、従業員が希望した場合は、その指定する金融機関の預貯金口座に振り込むことにより賃金を支払う。

2 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払のとき控除する。

- 一 支給する賃金に関する所得税及び地方税
- 二 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料の被保険者負担分
- 三 雇用保険料の被保険者負担分

## 第2章 基本給

### (基本給)

第6条 基本給は、正規従業員ごとに決定する。

## 第3章 諸手当

### (通勤手当)

第7条 電車、バス等の公的交通機関を利用して通勤する者について3か月定期相当額を支給する。通勤の経路は本法人が認める最短経路とする。

2 前項の支給額は、10,000円をもって支給限度とする。

3 本法人の許可を得て、自家用車で通勤する者については、毎月次の金額を通勤手当として支給する。

北師会館までの距離（片道）	支給額
2キロ未満	2,000円
2キロ以上5キロ未満	4,000円
5キロ以上10キロ未満	6,000円
10キロ以上15キロ未満	8,000円
15キロ以上	10,000円

4 自転車通勤については、通勤手当を支給しない。

5 運賃の改定または住所変更等により、通勤手当の額に変更が生じた場合は、速やかに本法人に届け出るものとする。原則として、通勤手当の変動月より、通勤手当の支給額を変更するものとする。

### (時間外労働手当)

第8条 本法人の指示により、従業員が所定労働時間を超えて勤務した場合に時間外労働手当を支給せず、勤務時間の振替で対応する。

### (休日労働手当)

第9条 本法人の指示により、従業員が法定休日に勤務した場合に休日労働手当を支給せず、勤務時間の振替で対応する。

## 附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2. 正規従業員基本給として、月額180,000円を支給する。
3. この賃金規程は、札幌市第2種非常勤職員の報酬規程に準ずるものとする。